資料４

『生駒市行政改革大綱（案）』『前期行動計画（案）』に対するご意見を募集します

意見募集期間：令和元年９月 12 日（木） ～ 令和元年 10 月 11 日（金）

生駒市では、市税等一般財源の大幅な増収が見込めない中、今後も増加する社会保障関係費に加え、公共施設・インフラ施設の更新が見込まれています。こういった課題に対して迅速かつ的確に対応できなければ、健全な行財政運営を損ない、市民サービスの低下につながることとなります。こうした困難な局面に陥ることなく、引き続き市民の皆さまにとって住みやすさを実感できるまちづくりを推進していくためには、行政改革の実行によって、歳出削減等に取り組む必要があります。

そこで、行政組織や業務の簡素・効率化を中心に取り組んできたこれまでの行政改革を継承しつつ、これらを更に発展させ、職員・組織・仕事の質の向上や市民、事業者等との協働を基調とした行政運営の仕組の改革を実行するとともに、財政の安定化を図ることで、持続可能な行財政運営を実現するため、『生駒市行政改革大綱（案）』『前期行動計画（案）』を策定しました。

この計画をより実行性の高い計画にするため、市民の皆さまからのご意見を募集します。

案件名	『生駒市行政改革大綱（案）』　『前期行動計画（案）』
案の公表場所	市役所（4 階 財政経営課・3 階 市政情報コーナー）、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTA はばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター（生駒セイセイビル内）、南コミュニティセンターせせらぎ、市ホームページ（http://www.city.ikoma.lg.jp/）
募集期間	令和元年９月 12 日（木） ～ 令和元年 10 月 11 日（金）
意見を提出できる方	① 市内に住所を有する者 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④ 市内に存する学校に在学する者 ⑤ 当該案件に利害関係を有する者
意見の提出方法	別紙の「意見・情報提出書」（別の様式でも可能です）に、 ① 案件名、 ② 住所、 ③ 氏名、 ④ 『生駒市行政改革大綱（案）』『前期行動計画（案）』へのご意見 を明記のうえ、 ① 窓口へ持参、 ② 郵送、 ③ ファクス、 ④ 市ホームページ のいずれかで、財政経営課までご提出ください。 ※ 電話によるご意見には対応することはできません。
提出先	【持参】 生駒市役所 財政経営課（4 階 44 番窓口）平日 8：30～17：15 【郵送】 〒630-0288 生駒市東新町 8-38 生駒市役所 財政経営課 宛 【ファクス】 0743-74-9100 （財政経営課宛）
いただいたご意見への対応	・ 提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を、上記公表場所と市ホームページで公表します。 ・ 提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。

意 見 ・ 情 報 提 出 書

案　　件　　名※	**「生駒市行政改革大綱（案）」「前期行動計画（案）」**
住　　所※	
氏　　名※	
電　話　番　号	
電子メールアドレス	
意見提出者の区分 （該当する番号に〇印をしてください。）	1　市内に住所を有する者 2　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4　市内に存する学校に在学する者 5　当該案件に利害関係を有する者

【案件についてのご意見等を自由に記入してください。】

(1) 生駒市行政改革大綱（案）に対する意見

(2) 前期行動計画（案）に対する意見

※「案件名」「住所」「氏名」「ご意見等」は必ずご記入ください。ご意見の内容について、お問い合わせすることがありますので、差し支えなければ「電話番号」「電子メールアドレス」もご記入ください。

※法人その他の団体にあっては、「住所」欄に事務所又は事業所の所在地、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名をご記入ください。

※「ご意見等記入欄」が足りないときは、別紙を添付してください。

※別の様式で提出される場合も、「案件名」「住所」「氏名」「ご意見等」は必ずご記入ください。

「生駒市行政改革大綱（案）」「前期行動計画（案）」概要版

１　行政改革大綱の位置づけ

行政改革大綱は、事業の必要性の判断を通して、第６次生駒市総合計画における将来都市像の実現に向けた施策・事業の積極的な展開をバックアップし、効率的・効果的な行政経営を推進するため、市が取り組むべき改革の考え方・あり方を明らかにするものである。

２　目標

① 基本目標

人口減少と少子高齢化等、市を取り巻く環境が大きく変化する中で、将来にわたって住み続けたい魅力ある生駒市を実現するために、限られた資源の中で必要な行政サービスを提供するとともに、市民をはじめとする多様な担い手との協働により、**「将来世代に負担を先送りしない持続可能な行財政運営を実現」**を改革の基本目標とする。

② 数値目標

医療、介護、子育て施策といった社会保障関係費は、毎年度一般財源ベースで少なくとも約 2.5 億円の増加が見込まれている。この増加分の財源を確保する必要があることから、毎年度既存経費の中から新たに２億円以上の経常経費を削減し、**５年間で削減する経常経費の目標を 10 億円以上**とする。

３　基本方針

基本目標を実現するために、以下の５つの基本方針に基づいて、行政改革に取り組む。

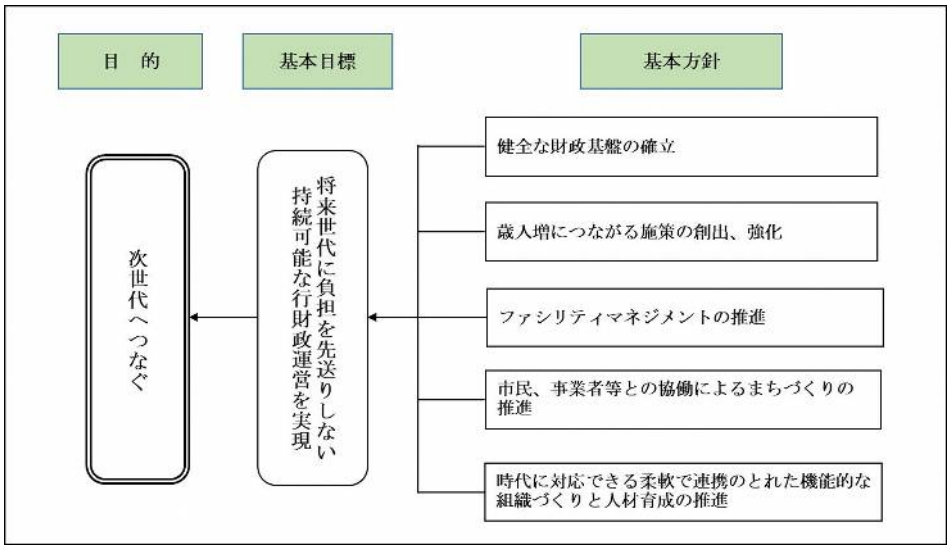

４　推進期間

行政改革大綱の推進期間は、令和元年度から令和６年度までの６年間とする。

５　行動計画

行政改革大綱で掲げた目標を実現するために、具体的な取組を「行動計画」として定め、前期（令和元年度～令和３年度）と後期（令和４年度～令和６年度）に分け、毎年度、取組項目ごとに目標の達成状況・効果を検証する。

６　取組項目

Ⅰ 健全な財政基盤の確立

取 組 方 針	取 組 項 目
1　財政規律を確保するための財政指標の目標値設定	(1) 財政計画に基づく経常収支比率等の指標管理
2　事務事業の継続的な見直し	(1) 事務事業の見直し

Ⅱ 歳入増につながる施策の創出、強化

取 組 方 針	取 組 項 目
1　新たな財源確保の取組	(1) 市税の収納対策の推進
	(2) 都市ブランド形成
	(3) 地域経済の活性化
	(4) 空き家対策の推進
	(5) 農業の振興
	(6) 観光の振興
	(7) 寄附の促進
	(8) 歳入増につながる施策の創出、強化

Ⅲ ファシリティマネジメントの推進

取 組 方 針	取 組 項 目
1　公共施設の有効活用	(1) 公共施設の最適化・長寿命化

Ⅳ 市民、事業者等との協働によるまちづくりの推進

取 組 方 針	取 組 項 目
1　市政情報の提供・情報共有の充実	(1) 市政情報の分かりやすい情報提供・効果的な情報共有
	(2) 情報共有の充実に向けたツールの活用
2　協働の取組の推進	(1) 市民自治協議会の設立拡大と活動支援
	(2) 市民、事業者、NPO 等との協働によるまちづくり
	(3) 市民のまちづくりへの参画

Ⅴ 時代に対応できる柔軟で連携のとれた機能的な組織づくりと人材育成の推進

取 組 方 針	取 組 項 目
1　適正な定員管理	(1) 行政需要を踏まえた職員数の適正管理
2　機能的な組織づくり	(1) 効率的で効果的な組織体制の整備
3　情報化の推進	(1) AI や ICT の利活用等による情報化の推進
4　人材育成の推進	(1) 職員の意欲・能力の発揮を促す柔軟かつ適正な任用の推進
	(2) 職員の資質向上・能力開発の推進
	(3) 多様な人材の確保